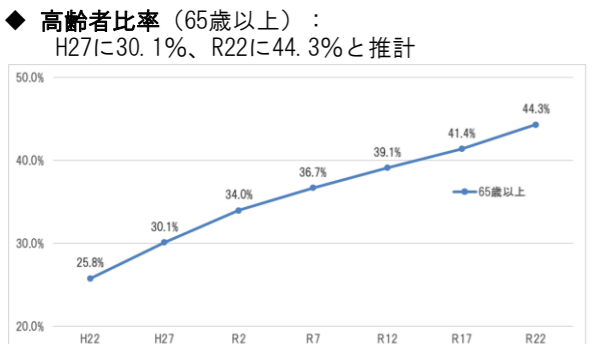
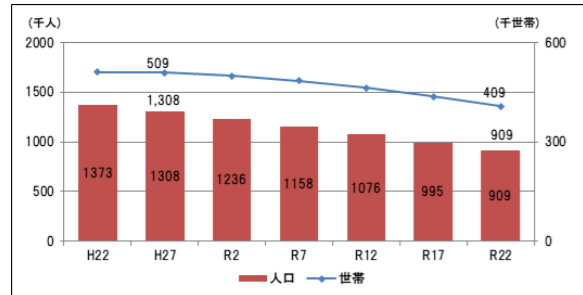


■計画の位置づけ
 ◆住生活基本法に基づく都道府県計画として、全国計画に即して策定
 ◆良質な住環境において、様々な人々が支え合う暮らしを「豊かな住生活」として定義し、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」が掲げる「生活創造社会」の実現に向け、県の住宅政策がめざすべき姿として位置づけ
 ◆計画期間：令和3年度～平成12年度（10年間）

■住生活の現状
 ◆人口：S60をピークに減少し、H27に1,308千人、R22までには1,000千人を下回ると推計
 ◆世帯数：H22をピークに減少し、H27に509千世帯、R22にピーク時の8割（409千世帯）に減少と推計



◆住宅総数：H30年で592千戸、世帯数を上回っている
 ◆空き家：約89千戸（住宅総数の15%）、うち賃貸や売却等の対象とされていない空き家は46千戸
 ◆持ち家取得方法：中古住宅購入は平成30年で5%、平成25年から横ばい
 ◆公共賃貸住宅：約20千戸、うち3千戸は耐用年限経過のまま更新がない場合、10年後は6.4千戸に増加
 ◆住宅の耐震化率：83%、全国の87%に比較して低い
 ◆住宅関連技術者：60歳以上が占める割合は木工45.6%、左官61.5%、畳職66.7%
 ◆住教育：平成30～令和2年度までに県内の小中学校で実施した住生活出前授業は計31回

■住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

◆住宅施策に関する視点	◆住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
<p>1 「住まい手・コミュニティ」の視点 住生活を営む主体である多様な世代の「住まい手」が互いに支え合い暮らせる「コミュニティ」形成の視点</p>	<p>1 多様な世代が共生できるコミュニティの形成 ◇子育て世帯向け住宅や高齢者向け住宅等、家族や世帯の状況に合わせた住宅の選択や確保を支援 ◇多様な世代が支え合いながらともに暮らすことのできる住環境の形成</p> <p>2 重層的なセーフティネットの形成 ◇居住の安定確保に資する公共賃貸住宅的確保供給及び民間賃貸住宅への円滑入居の支援 ◇公共と民間の役割分担を踏まえた重層的かつ柔軟なセーフティネットの形成</p>
<p>2 「住宅・住環境」の視点 様々な社会環境の変化に対応した、より質の高い「住宅」の形成と、安全な「住環境」の形成の視点</p>	<p>3 健康に暮らせる良質な住宅ストックの形成 ◇省エネ対策や新型コロナウイルス対策、健康寿命の延伸等、県民が健康に暮らすことのできる住宅ストックの形成 ◇適切に施工・維持管理された住宅が適正に評価、流通される環境整備を促進</p> <p>4 安全に暮らせる住環境の形成 ◇自然災害による住家被害の最小限化、迅速な復興を支援する体制づくり等、安全に暮らせる住宅・住環境の形成 ◇空き家を適正に維持管理するとともに、状況に応じて有効活用を図る等、不良な空き家を減らすための取り組み</p>
<p>3 「住宅関連産業」の視点 住生活を営む基盤である住宅・住環境を形成するために必要な地域の「住宅関連産業」の視点</p>	<p>5 地域の住宅関連産業の振興 ◇関係団体と連携した担い手確保、木造建築や環境問題等の講習会の実施による技術者の知識・技能の維持向上 ◇県産材の積極的な活用による地産地消や脱炭素社会の推進</p>
<p>4 「住教育」の視点 県民が豊かな住生活を実現するために必要な知識や判断能力を身に着けるための「住教育」の視点</p>	<p>6 賢い住まい方を実現するリビングリテラシーの向上 ◇学校教育における住教育の拡充・継続 ◇一般県民に対する住情報提供等による県民全体のリビングリテラシーの向上 ◇個々のライフスタイルに応じた住宅を賢く選択できる社会の実現</p>

■目標達成のために必要な基本的な施策

<p>1 子どもを産み育てやすい住まいづくり 2 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくり 3 多世代が共生できる環境づくり</p>
<p>1 公共・民間の役割を踏まえた重層的な対応 2 老朽化した公営住宅ストックの更新及び有効活用</p>
<p>1 社会環境の変化に対応した良質な住宅ストックの形成 2 良質な既存住宅ストックの流通促進 3 住宅性能を低下させない維持管理の促進</p>
<p>1 安全な住宅・住宅地の形成 2 豊かな住環境の形成 3 空き家の適正管理、不良な空き家の解体・撤去の促進</p>
<p>1 住宅関連技術者の確保・育成 2 住宅関連産業の振興 3 県産材の活用</p>
<p>1 学校教育における住教育の充実 2 多様な世代に向けた住まい方についての学習内容、提供機会の充実</p>

■戦略プロジェクト

※6つの目標の実現に向け、それぞれの目標で重点的に関連性を持って実施する取組み

<p>1 空き家利活用推進プロジェクト 空き家の発生を抑制する手法や発生した空き家を利活用する手法の構築 ◇市部、町村部における空き家問題の把握 ◇地域に応じた空き家の利活用モデルの検討 ◇民間事業者及び市町村向け研修会の実施</p>
<p>2 「健やか住宅」普及促進プロジェクト 住まいと健康の関係性の周知を通じた県民のヘルスリテラシーの向上 ◇空き家を活用した「健やか住宅」リフォームの実践 ◇健康的に住もうための断熱リフォームの普及啓発 ◇「住まいと健康」に関する講習会の実施</p>
<p>3 リビングリテラシー向上プロジェクト 県民一人ひとりが、幅広く知識を身に着け、住宅・住環境を賢く選択できるよう、リビングリテラシーの向上を図る環境を整備 ◇学校教育向け住教育プログラム ◇住宅の一次取得者世代に向けた住教育プログラム ◇シニア世代向け住教育プログラム</p>

■公営住宅供給目標量 9千3百戸（うち前半5年間：4千9百戸） ※新規建設の戸数、建替による建替後の戸数及び民間住宅等の借上げの戸数並びに公営住宅の空き家募集の戸数を合計した戸数

■成果指標	④高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	⑤高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	⑥最低居住面積水準未達率	⑦建替等が行われる公共賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設併設率	⑧居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	⑨既存住宅流通の市場規模	⑩省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	⑪認定長期優良住宅のストック数	⑫リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合	⑬25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	⑭耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅の割合	⑮空家等対策計画を策定した市町村数の全市町村数に対する割合	⑯市町村の取組により除却がなされた管理不全空き家数	⑰すまい職人きらりアップ体験出前授業の延べ参加人数	⑱住宅等への県産材製品出荷量	⑲家庭科等における住教育副読本の採用校の割合
計画の実現に向け、達成状況が定量的に測定できる項目について、数値目標を設定	3.8%→4% (R1) (R12)	45.5%→90% (R1) (R12)	2.4%→早期 (H30) 解消	50.0%→90% (R2) (R3~12内の建替等団地)	0%→50% (R3) (R12)	11.0%→25% (H30) (R12)	3.7%→20% (H30) (R12)	5,524戸→約1万戸 (R2) (R12)	4.0%→7% (H30) (R12)	82.4%→90% (R2) (R12)	16.8%→おおむね (H30) 解消	85%→100% (R2) (R12)	1,871戸→3,800戸 (H27~R2) (R12)	2,543人→約5,000人 (R2) (R12)	7.2万㎡→10.5万㎡ (R2) (R12)	44.5%→90% (R1) (R12)

